

平成27年3月12日

東 広 島 市 長 様

広 島 県 知 事
(環 境 保 全 課)



広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価準備書
に対する知事意見について（通知）

このことについて、広島県環境影響評価に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり送付します。

担当 環境評価・瀬戸内海グループ
電話 (082) 513-2925 (ダイヤルイン)
(担当者 大園)

広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響 評価準備書に対する知事意見

1 全体的事項

環境影響評価の実効性を確保する観点から、次の措置を講じること。

- ・ 関係住民等からの情報収集の窓口を設置するなど、関係者との情報交換を密にし、迅速な環境影響の把握及び対応（公表を含む）に努めること。
- ・ 現段階で予測し得ない環境影響等の問題が生じた場合は、原因究明を図るとともに、速やかに関係機関と協議して、適切な対策を講じること。
- ・ 事業を進めるに当たっては、地元住民の理解を得て進めるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

上三永方面の廃棄物及びし尿等の搬出入車両による騒音について、環境保全対策を徹底するとともに、搬出入車両による影響を把握し、必要に応じてさらなる環境影響の低減に努めること。

(2) 悪臭

今後東広島市において導入される予定の臭気指数による規制基準の順守を図ること。

(3) 動物及び植物

- ・ 対象事業実施区域北部に隣接する湿地において、ニホンヒキガエル、ヒメタヌキモ等の希少種等の生息・生育が確認されていることから、造成工事の実施に当たっては、過剰な土砂の流入等がないよう万全を期するとともに、排水口の位置に配慮すること。また、当該湿地について、工事による影響の有無を確認するため、水質、動物及び植物の事後調査を行うこと。
- ・ 工事中及び供用後において、対象事業実施区域内外で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて保全措置を講じること。
- ・ 動植物の移動に当たっては、有識者の指導・助言を得て、移動先の生態系にも十分配慮のうえ、対象となる種ごとに適した場所を綿密に調査し、選定すること。

また、移動された動植物については、供用後も個体群が存続できるよう、有識者の意見や指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めること。

(4) 生態系

- ・ 残置森林は、人が適切に管理することによって機能や動植物の多様性が維持される森林（植林地や二次林）が大部分を占めていることから、準備書に示すとおり、下草刈り等、適切な管理に努めること。
- ・ 造成に伴う生息地域の分断等による生態系への影響が最小限となるよう、準備書に示すとおり

り、雨水側溝の構造上の工夫等、個体の移動経路の確保に努めること。

- ・ 供用後、湿地の生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう法面の維持管理を適切に実施すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施時においても、西国街道の利用者の活動に支障を及ぼすことのないよう、安全に配慮すること。

(6) 廃棄物等

伐採木について、資源化できないものについては、適正に処理すること。

(7) 温室効果ガス等

温室効果ガスの発生量の低減を図るため、工事の実施時において温室効果ガスの低減に努めるとともに、施設の稼働において高効率な発電の維持に努めること。